

(様式第1号)

平成26年度第1回芦屋市公民館運営審議会 会議録

日 時	平成26年8月21日(木) 午後1時30分～午後3時20分
場 所	市民センター203室
出席者	委員長 西本 佳子 副委員長 西本 望 委 員 石田 要 鹿野 玲子 仁田 泰美 平井 守 事務局 中村社会教育部長, 高田公民館長, 齊藤公民館嘱託職員 公民館講座等事業受託者(河内厚郎事務所) 河内代表, 岩城業務責任者, 中西
欠席委員	藤田まさ代
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者	1人

1 会議次第

(1) 議題

(1) 報告事項

- ① 平成26年度芦屋川カレッジ及び大学院, 春の公民館講座等の実施状況について(資料1)

(2) 協議事項

- ① 平成26年度秋の公民館講座等の実施について(資料2)
② 民間事業者への事業委託の検証と指定管理者制度について(資料3)
③ その他(次回の公民館運営審議会の開催予定について)

2 提出資料

資料1 平成26年度春・夏の公民館講座等の実施状況について

資料2 平成26年度秋の公民館講座等の企画について

資料3 平成26年度指定管理者一覧

当日配布資料 公民館講座 ルナ・ホール事業などの情報誌

3 会議内容

(開 会)

(西本佳子委員長)ただ今から,平成26年度第1回芦屋市立公民館運営審議会を

開会します。委員7名中6名出席により会は成立しています。会議の公開についての取り扱いは、芦屋市情報公開条例第19条に基づき、原則公開となっていますので、審議会を公開することによろしいですか。また、会議録の公表については、発言者の名前も公表しますのでご了承ください。

(「異議なし」の声おこる)

(西本佳子委員長) それでは、会議の公開を決定します。また、会議録についても公開します。

<傍聴者入場>

(高田公民館長) はじめに、配布資料の確認をお願いします。また、本日も河内厚郎事務所の職員が出席しております。これは、講座事業等を委託しておりますので、説明などをわかりやすくするため出席していただいているものでございます。ご了解願います。それでは委員長、よろしく願います。

(西本佳子委員長) それでは、議事に入ります。報告事項の、①平成26年度芦屋川カレッジ及び大学院、公民館講座等の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

(高田公民館長) 公民館講座等は委託事業ですので、平成26年度講座実施状況について事業者の方から説明させていただきます。

(河内厚郎事務所・岩城) 芦屋川カレッジ、大学院について説明します。(資料1に沿って説明) 大学院は今期も応募者が多くて抽選になりました。

(河内厚郎事務所・中西) 平成26年度春の公民館講座等の実施状況について、報告させていただきます。配布資料をご覧ください。(資料1に沿って説明) 春・夏の8講座については、申込者が多くほとんどの講座で抽選になっています。市民の学習成果を発揮していただく機会として「芦屋・夙川の街かどウォッチング」を企画しました。芦屋病院公開講座は抽選になっていませんが、毎回だいたい80～90人の方が受講されています。夏休み子ども教室は申込みが非常に多くて、申込者には必ずいずれかの教室には参加してもらえよう抽選の仕方にも工夫をしています。

(西本佳子委員長) 夏休み子ども教室の申込みが非常に多く、抽選になるほどの人気があり、定着しているようですね。セミナーや講座について何かご意見などありませんか。

(西本望委員) 子ども教室は人気が高く抽選になっているようですが、例えば複数回、開催するなどの可能性はどうでしょうか。

(河内厚郎事務所・中西) 市からの委託料との関係もあります。現在は市民ボランティアに手伝ってもらったり、いろいろな人に協力してもらったり、受講生にもかかわってもらいながら実施しているところです。

(高田公民館長) 委託するときの仕様では、子ども教室は年15回以上行うことになっています。実施状況を見てもみますと、会場やマンパワーの都合もあり、

これ以上増やす余地はないのかなと思います。

(西本望委員) 将来的には使用する施設を拡大して、また講師もたくさん依頼するなどどう考えられますか。

(高田公民館長) この施設は本館・別館と分かれていて十分大きいので、これを拡張するという考えはありません。市民ボランティアを活用しながら、回数を増やせたらとも思っていますが、現行の予算の範囲内です。

(河内厚郎事務所・中西) 市民センターの一番大きい部屋が401室で、机を入れると100名程度しか入れません。講座によっては椅子だけで受け入れている場合もありますが、やはり机がないと学習に支障があります。現在はこれが受け入れの限界と考えています。

(鹿野委員) 昨年と比べてみて、子ども教室では今年初めて子ども音楽会が開催され、好評だったようですね。ルナ・ホールでされたのですか。

(河内厚郎事務所・中西) 気軽に参加してもらえよう別館の音楽室で開催しました。1歳2歳の小さい時から音楽に親しんでほしいので。

(平井委員) 毎年芦屋川カレッジ大学院を受講させてもらっていますが、抽選になっているので、なかなか当選しないという声も聞きます。例えば、今年受講できた人は、翌年は申込できないとかの募集制限をかけて、毎年の受講を制限してはどうでしょう。

(高田公民館長) 昨年受講した人は翌年抽選から外すのも一つの方法と考えています。ですが、現在のところそういったことを実施していない抽選をしています。できれば昨年受講した人が今年は申込みを自発的にパスしてくださればとは思っています。

(仁田委員) 子ども教室ですが、15回のうち14回は公民館の企画で、後の1回は市民の子どもたちからの要望を踏まえたものを加えてはどうですか。子供の意見を取り入れることはどうでしょう。

(鹿野委員) 子どもたちにアンケートをとるとか。

(石田委員) 子ども教室ですが、場所の問題であれば学校でやってもらうのも一つの手かなと思います。子どもたちが道具を使うことがなかなか難しい時代なので、そういったことをやらしてもらえればいいですね。

(西本佳子委員長) 学校などへ出かけていく出前講座はどうですか。

(河内厚郎事務所・中西) 市内の子どもの居場所につながればいいですね。ただ、地域にはコミスクがあるし、その他いろいろな活動がありますので、公民館の事業は公民館から発信していけたらと思います。

(石田委員) 放課後の子どもたちを預かっていただくところはあるのですが、そこで何かをしていただくということはないですね。夏休みであれば何とかなるだろうと思いますが、普段は授業があるので難しいですね。

(西本佳子委員長) 他に報告事項についてのご意見はありませんか。

では、協議事項に移ります。①平成26年度秋の公民館講座等の実施について、を議題とします。事務局から説明をお願いします。

(高田公民館長) この件についても委託にしていますので、事業者の方から説明させていただきます。

(河内厚郎事務所・中西) 秋の公民館講座について、お手元の情報誌をもとに説明します。平成24年度から河内厚郎事務所が受託しましたので、今年で3年目となり、第3段階に入り、レベルアップして多彩な事業展開を企画しました。公民館像は学習を通していろんな出会いを、そしてそこで得た学習の成果を芦屋の街づくりに反映してもらい、ボランティアをしたい人には公民館事業を手伝ってもらいなど、いろいろな仕掛けを考えています。ホール事業、講座、展示などの事業には美術博物館や生涯学習課などいろんなところと連携していくことを考えています。(以下、資料4に沿って説明)

(河内厚郎事務所・河内) 今年初めて企画したのが、芦屋ホームムービー鑑賞会と古典の日制定を記念した講演会です。宝塚では、ファミリーランドを映した昔の映像があったりしましたので、今回、芦屋では戦前のものなど掘り出し物が出てくるのではないかと考えています。また、私が講師と思われるところですが、これは、オペラと歌舞伎で演劇・音楽プロデューサーのやましたとおるさんに講師を依頼したところ、対談相手がいるということで、私が対談することになりました。(以下、資料4、10~13ページ説明)

(河内厚郎事務所・中西) 1月以降の事業で考えているのは、阪神・淡路大震災から20周年の節目の年ですから、芦屋出身のタイガー大越さんの音楽会を考えています。彼は山手中学校の出身ですので、山手中学校の子どもたちを呼んでホール事業を考えています。また、来年になりますが、芦屋川カレッジ発足30周年になりますので、10月に学友会さんと一緒に何かやってみたいと思っています。何かいいアイデアがありましたら、河内厚郎事務所にお知らせください。

(西本佳子委員長) 事務局からの説明が終わりました。ご意見・ご要望などありましたらお願いします。

(西本望委員) 資料9ページの「世界の巨匠たちと芦屋川」の講師・三宅先生とは一緒に大学で仕事をしていますが、建築物からケーキまで本業以外でも様々な知識があって講義も面白いです。質問ですが、例えば現地見学をしながら現地で三宅さんの話を聴くなどは将来的にお考えですか。

(河内厚郎事務所・中西) 事業をした後、我々は事業評価をします。費用対効果を考えるので、現地へ行きたいと思いますが、事故などを考えると現在はなかなか難しいです。

(平井委員) 芦屋川カレッジでは、何度も先生と一緒にヨドコウ迎賓館や武庫川大学にも現地見学に行っていますので、これからも続けてやっていただきたい。

個人的には先日、市内にある丸型ポストを全部回りました。そうすることで芦屋市への愛着や再発見につながるの、講師を見つけることは大変だと思うけれど、どうやって見つけるのですか。

(河内厚郎事務所・中西) 講師の人柄や優しい人、ちょっと深みのある講義をしてくださる人が芦屋では人気がありますし、そんな講師の話は、市民の方も熱心に聞いて、質問もされています。

(鹿野委員) こういう講座をホームページやフェイスブックなどでPRをする予定はありませんか。

(河内厚郎事務所・岩城) この夏頃から独自のホームページを作る作業を試験的に進めてはいます。ゆくゆくは正式にアップしたい。

(河内厚郎事務所・河内) ホームページの立ち上げは課題だと思っています。

(高田公民館長) メディアの使い方は非常に大事と考えています。現在は、市の広報誌、芦屋市のホームページ、ちらしを配布して、その中で公民館事業などを掲載しています。公民館講座は市民向けの事業ですが、「左手のピアニスト・智内威雄コンサート」などルナ・ホール事業は事業規模、多くの人を呼び寄せる必要がありますので、市外の人にも呼びかる必要があります。公民館事業は芦屋市民を対象とした事業で、講座にもよりますが受講者数は一定、確保できている状況であり、一方、ルナ・ホール事業も市から費用を投じて実施している事業というところは変わりなく、芦屋市民を対象としている事業ですが、これは、芦屋市民だけでは席も埋まりませんし、市民だけではなく市外の人も含めての広報し、かなり人が来てもらう必要があります。このため、ホームページや新聞など市外への広報活動もかなりする必要があります。伝えたい人に応じて、メディアを上手く使い分ける必要があるということです。

(河内厚郎事務所・中西) 一般に、PRには口コミが市民に対しては一番効果があります。平和展はケーブルテレビにも協力してもらったし、新聞にも載せてもらいました。いろんな作戦をとっています。

(石田委員) 学校でも子どもたちに戦争体験や平和学習をしますが、なかなかできなくなっているのが現状です。阪神大震災にしても、小学校の児童は震災後に生まれた子ばかりなので、なかなか難しい。その子たちにも語り継ぐことができるのが公民館であればいいなと思っています。

(仁田委員) 別館・本館を行き来していて、展示場を見るのが楽しみです。一般の貸出しギャラリーの時もあるのですが、何も展示がないときは寂しいです。市民の方が写した写真や趣味で集めたコレクションなど、公民館が認められたものや震災関連など忘れてはいけないものなども、展示していただくと興味深いです。市内にある丸型ポストなども面白いですね。

(河内厚郎事務所・中西) コンセプトは、市民の人が集めたものの展示、戦争や震

災など忘れてはいけないものの展示，楽しい・面白いものの展示です。今回は楽しいものとして、「芦屋のペット大集合」展を試みとして企画しました。

市民参画でご自分の学習成果なども展示していただけたらと思っています。
(西本佳子委員長) 市民センターの稼働率や利用料を考えると，市民センター主導で，市民参画・市民ボランティアの協力が必要と思います。日常業務と並行して展示事業をするのは大変だと思います。

この件に関してはよろしいでしょうか。

(高田公民館長) それでは，ただ今，お伺いしました意見を参考，取り入れながら今後の公民館活動を実施していこうと思います。ありがとうございました。

(西本佳子委員長) 次に，協議事項の②民間事業者への事業委託の検証と指定管理者制度について，に移ります。事業受託者の河内厚郎事務所の皆様ありがとうございました。ご退席ください。

《事業受託者の河内厚郎事務所退席》

(西本佳子委員長) では，協議事項，②民間事業者への事業委託の検証と指定管理者制度について，を議題とします。事務局から説明をお願いします。

(中村社会教育部長) 現在，芦屋市行政改革実施計画で市民センターの指定管理者制度導入が掲げられています。市民会館と公民館に指定管理者制度を導入することなののですが，前回の会議では，業務委託と指定管理者制度の違いについてご説明させていただきました。市の方向性としては，指定管理者制度を導入していこうというのを決めているのですが，その中で，他市では，市からの指定管理料が次第に減らされ，最終的に施設が閉鎖されるケースがあるというご懸念の声がありましたので，現在，芦屋市で行われている指定管理について現状を説明させていただきます。お手元の資料3をご覧ください。

(資料3を説明)

指定管理者制度では赤字が出たらそこを指定管理者が負担しなくてはならないというリスクが，指定管理者側にあります。しかし，収益が出たら指定管理者の収益になります。指定管理者との調整を図りながら，市は現在，指定管理者制度での運営を進めています。市民センター・公民館に当てはめたらどうかという観点で，忌憚のないご意見をいただけたらと思っています。

(西本佳子委員長) 今，芦屋市の指定管理についてご説明がありましたが，ご意見・ご質問はありませんか。

(西本望委員) 7と8の谷崎潤一郎記念館と美術博物館は，私の印象では公民館の事業内容に近いと思います。1～4の施設はスポーツ種目に特化していますし，7と8は文学，谷崎文学や美術に特化しています。公民館は幅が広いし，公教育の場として重要なので，市としてもものが言える立場にいるやり方のほうが私は良いと思いますので，指定管理制度より事業委託の方が良いと考え

ています。

(中村社会教育部長) 公民館の事業と施設管理を分けて指定管理すること方法もあると思いますが。

(西本望委員) 管理の内容にもよるとは思いますが、例えば清掃などは業者に委託してもいいかと思いますが、建物すべての管理をお願いするというのはどうかと思います。震災とかの緊急事態の時に、市民を助ける安全の場にもなりますので、市が管理しておかないと市民を守れないと思います。非常時には市民の安全の基地としてあるという意味で。普段は公教育の場として学習の場であるとともに安全の場でもあり、私の希望は直轄ですが、市の管理の元においてほしいです。

(平井委員) 先日の大雨の場合など、市民センターが避難所になりましたね。指定管理になったらそういう場合は、指定管理の会社に任せてしまうのですか。

(中村社会教育部長) 市が全く手を出さないということはありません。体育館も指定管理になっていますが避難所ですので、指定管理者が主となって対応してもらっていますが、当然、市職員も一緒に行っていますので、市民センターが指定管理になった場合も対応は同じと考えています。業務委託の場合は、業務を特化するので、それらを仕様書には盛り込むことは難しいです。

(西本佳子委員長) 指定管理になった場合、公民館事業の予算はどのような数字になるのですか。

(中村社会教育部長) 過去3～5年間の事業実績を計算して算出することになります。

(高田公民館長) 思い切ってわかりやすくするために具体的話をしますと、市民センターは、市民会館と公民館、別館1階の老人福祉会館からなる複合施設です。この内、老人福祉会館を除いて、私が管轄している部分しか言えないのですが、現状、大まかですが、歳出では市民会館が1億4千万円、公民館が2千万円の計1億6千万円くらいの予算規模です。歳入としては、部屋を貸し出ししていますのでその使用料、ルナ・ホールなどや駐車場を含めて市民会館と公民館の施設使用料で7千万円強の収入があり、公民館は受講料収入がありますので680万円程度の収入と、あと、市民センターが行うルナ・ホールでの落語会などのイベント事業の収入などがあります。これらの数字は、予算ベースですし非常に大雑把なものですが、この収入と支出の差額分を指定管理者制度になれば、市が指定管理者に補てん、実際には補てんではないのですが、お支払する必要があるのかなと思っています。また、今の話は本当に大雑把な話で、あくまで現状のまま、そのままというのが前提です。また、歳出の数字をお知らせしましたが、市の職員、事務所に職員が数名いることをご存じだと思いますが、実際には、私などが給料でいただいている人件費は含まれていませんし、また、臨時的任用職員、つまりアルバイトの

職員、窓口の女性職員や図書室の職員の分は先ほど申し上げた金額に含まれております。ということで、この施設は現在、赤字の施設であり、指定管理者制度を導入すれば、先ほどの差額を市が支払って歳入と歳出をバランスするイメージであることを、ご理解いただければと存じます。

(中村社会教育部長) 指定管理になった場合、収入を得るためのご提案をいただいた中身を総合的に判断して、指定管理料を算出することになります。

(西本望委員) 現在はこれだけの内容を実施されていて、それをリーズナブルに提供されているのでこれを維持していただきたい。公民館は学校と同じく公の教育機関であり、これが指定管理になった場合、人を配置してこれだけの内容を維持してもらえるのかももらえないのか。収支が合わないと、必要なもの、例えば少子化や子育て講座などは赤字だと止めてしまっただけでは、生涯学習の根幹にかかわってくるので、公教育を維持することができなくなるのではないですか。

(中村社会教育部長) 公民館講座は義務教育とは違い、すべての方が受講するものではないので、概ね一定の受益者負担の考えのもとに行っています。受講者の負担を軽くしながら、質は落とさず、その折り合いが必要です。市民センターの指定管理について、公民館運営審議会でもいただいたご意見は、今後、指定管理に向けての教育委員会での審議の際にまとめてご報告させていただきます。

(西本佳子委員長) 時間も迫ってまいりましたので、指定管理者制度については、今日はこれぐらいで。それでは、次回の公民館運営審議会の開催日程について如何しましょう。

(委員間で協議)

(高田公民館長) 次回の開催予定ですが、来年の春以降の講座のご審議を頂かないといけませんので、前回と同じ2月初めではいかがでしょうか。委員の方々の都合の良い日をお決め頂けますか。

(西本佳子委員長) それでは、2月6日(金)でいかがでしょうか。事務局のご都合はどうですか。

(「異議なし」の声おこる)

(高田公民館長) 今日のように13時半からでよろしいでしょうか。

(西本佳子委員長) では、2月6日13時半から公民館運営審議会を開催することに致します。本日の審議会を終了します。ありがとうございました。

(閉会)